

春日井市部活動指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）第15条の13の規定に基づき、部活動指導員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 部活動指導員は、部活動の効率化及び活発化並びに教職員の負担軽減を図るため、次の職務を行うものとする。

- (1) 活動計画の作成及び調整に関すること。
- (2) 実技指導及び部活動運営上必要な生徒指導に関すること。
- (3) 大会、発表会等への参加登録並びに児童生徒及びその保護者に対する案内に関すること。
- (4) 大会、発表会等の引率指導並びに審判及び判定員に関すること。
- (5) 会計に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務に関すること。

(選任)

第3条 部活動指導員は、次に掲げる要件の全てを満たしている者の中から、教育委員会が選任する。

- (1) 実技指導について堪能であり、かつ、安全指導のできる指導者であること。
- (2) 学校と協力して、部活動の管理及び運営ができる指導者であること。
- (3) 教育委員会が必要と認める研修を受講していること。

(服務)

第4条 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置)

第5条 部活動指導員は、学校において登録を受け、学校長が次のいずれにも該当すると判断した部活動に置くことができ、その設置に当たっては、設置を希望する学校の中から、学校の実情等を勘案し、設置効果が期待される学校を教育委員会が選定するものとする。

- (1) 専門的指導者がいないため、活動に際し、安全指導及び技術指導の面で配慮が欠ける部活動であること。
- (2) 部活動指導員を設置することで、部活動顧問を担う教職員の

負担軽減を図ることができる部活動であること。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 部活動専門講師等派遣事業実施要綱（平成2年6月1日施行）及び柔・剣道等専門講師導入事業実施要綱（平成2年6月1日施行）は、廃止する。